

都留市告示第 121 号

上谷交流センター指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項並びに都留市地域交流拠点施設条例（平成 30 年都留市条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 12 月 20 日

都留市長 堀内 富久



- | | | |
|---|-----------------------|---------------------------------------|
| 1 | 指定管理者となる団体の
名称及び所在 | 都留市上谷一丁目 2 番 3 号
一般社団法人まちの toolbox |
| 2 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |